

静岡県告示第181号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月14日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
手石湊線	賀茂郡南伊豆町湊字上条486番の3から 賀茂郡南伊豆町湊字上条500番の6まで	令和7年3月14日